

芦市病医第5号  
平成26年6月11日

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 芝池義一様

芦屋市病院事業管理者 佐治 文隆



市立芦屋病院 病診連携システムのオンライン結合による  
個人情報の提供について（諮問）

従来より、医療機関においては、より適切な医療の提供を行うことを目的として、必要に応じて他の医療機関との連携を図り、紙媒体（紹介状やFAX等）や口頭（電話等）での患者情報の提供や他の医療機関の医師等へ指導・助言を求めたりすることが日常的に行われており、当院においても同様に行われている。

しかしながら、今日の高度化された治療技術や検査技術に基づいた医療情報については従来の紙媒体を用いた方法では、医療機関の間において必要かつ十分な診療情報提供が行えず、地域医療連携の課題となっている。

当院では、平成24年8月に電子カルテシステムを導入し、付随機能としてICTを活用したネットワークである「病診連携システム」を保有している。病診連携システムは、当院に保存されている患者の診療記録をセキュリティの確保されたネットワーク回線を用いてかかりつけ医である地域の診療所等で閲覧可能にするシステムで、種々の検査データが施設間で共有されることにより、安全で質の高い診療を提供することができるようになる。システムの活用は、外来の機能分化の推進、質の高い在宅医療の推進に寄与するものであり、近隣との地域包括ケアを実現していくためのインフラとして有効な手段となる。

これらのことから、当院が現在保有している患者の診療情報を病診連携システムにより地域の医療施設へ提供することについて、個人情報保護条例第15条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 概要

患者サービスの向上及び地域医療連携の強化を目的として、当院電子カルテシステムに保管されている診療記録を当院に申請のあった登録医等に対して提供するもの。その方法については、診療所に設置されたパソコンに専用ソフトを導入し、セキュリティの確保されたネットワーク回線を利用してカルテ記載内容や検査画像を閲覧可能とするシステムを構築するもの。

## 2 効果

- (1) 近隣の医療機関（主に診療所）と市立芦屋病院との連携が強化され、「かかりつけ医」機能の充実と拡大を図ることができる。
- (2) 診察・検査について診療所からオンラインで利用予約をすることが可能となり、その結果についても診療所において速やかに確認することができる。
- (3) 処方、検査の重複が削除でき、患者の身体的・経済的負担の軽減にもつながる。
- (4) 多くの地域医療を担う医師が利用することにより、地域医療サービスの質を向上させるとともに、地域の医療水準のレベルアップに寄与する。

以上の効果をもたらされることにより、当院の責務である地域医療連携の推進を図ることができ、事務作業の効率化においても、現在の紙媒体による患者情報や CD-R による画像データの提供を行うのに要する作業の軽減を図ることができる。

## 3 機能

- (1) 診療情報参照機能 電子カルテの患者情報が閲覧できる
- (2) 患者紹介機能 診察や CT・MRI 等の検査予約を Web 上で予約が可能となる

## 4 利用対象者

- (1) 芦屋市内及び市外の医療機関で、当該患者に関して依頼医療機関と共有関係（1年以内に紹介・逆紹介及び開放型病床の利用を行なっている）がある場合のみ
  - (2) 芦屋市内の介護保険施設
- (1) (2) のいずれも閲覧者は、「市立芦屋病院 病診連携システム利用登録申込書（様式 1）」に記載のある者のみとし、診療情報の参照ができるのは医師、看護師に限る。

## 5 参照可能データについて

- (1) 参照可能項目
  - ① 患者基本情報  
患者氏名、生年月日、性別、住所、保険情報、受診状況、入退院履歴など
  - ② 医師カルテ、退院サマリ  
医師の記載したカルテ内容、入院中の診療内容の概要
  - ③ 薬歴記録  
患者に処方している薬の情報、入院中に投与した注射薬など
  - ④ 各種検体検査結果・生理検査結果・細菌検査結果・病理検査結果  
採血、尿、喀痰等による検査結果
  - ⑤ 各種画像検査結果及び所見レポート  
CT・MRI 等の画像検査、内視鏡検査、エコー検査等
  - ⑥ 看護記録、看護サマリ  
看護師の記載したカルテ内容等

⑦ 手術歴・輸血歴

これまで受けた手術や輸血の有無等

現在、利用者に向け参照を予定しているものは①患者基本情報、③薬歴記録、④各種検体検査結果のうち採血・尿検査結果、⑤各種画像検査結果のうちCT・MRI・一般撮影画像を予定。その他の項目については今後段階的に参照を予定。

(2) 参照有効期間

- ① 同意取得日以降の患者情報のみ参照可能とする。
- ② 参照有効期間は公開内容設定後6ヵ月間とし、この期間に参照医療機関よりアクセスがあった場合は、その時点より6ヵ月間延長する。

6 利用時間について

365 日常時可能とする。

(ただし、定期的な保守の場合は利用者に対し事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する。)

7 個人情報の安全確保について

本件に関しては、「芦屋市個人情報保護条例」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 地域医療機関には、院内に設置する外部通信用サーバーを介して患者情報の提供を行い、電子カルテを含む各種システムへ直接接続できないようにする。
- ② 院内ネットワークと利用者間をSSL暗号化通信及び仮想デスクトップのセキュリティ機能を組み合わせることでセキュリティの向上を図る。また、院内ネットワークとインターネット間に強固なファイアウォールを配置し、安全性を確保する。
- ③ システムを利用する端末には、ルート証明書をインストールする必要がある、特定の端末にのみインストールすることで閲覧できる端末を限定する。

(2) 運用上の保護

- ① 患者本人の同意が得られた場合のみ、システムを活用した患者情報の共有を行う。
- ② 診療情報の参照は医師・看護師に限るなど、職種によりサービス提供の範囲を限定する。
- ③ 接続のためのID及びパスワードを発行し、利用者を制限する。ID及びパスワードは2重認証とし、定期的に更新する運用とする。なお、ID及びパスワードの登録、変更及び削除については限定された職員のみが行い、病診連携システムへのログイン用パスワードの譲渡等を行わない運用とする。
- ④ 端末機からの操作状況を記録する。
- ⑤ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

8 近隣市の稼働状況

(1) 箕面市立病院 地域医療ネットワークシステム（現在約 40 医療機関が登録）

※当院と同じベンダーのシステムが稼働している。

(2) 枚方公済病院 病診連携システム（現在約 7 医療機関が登録）

※当院と同じベンダーのシステムが稼働している。

(3) 八尾市立病院 病診薬連携システム（現在約 39 医療機関が登録）

※富士通製のシステムが稼働している

※ 詳細は別紙資料 15. 近隣市の稼働状況のとおり

9 利用開始時期

平成 26 年 10 月 運用開始（予定）

10 処理件数（平成 25 年度実績）

紹介患者数 : 4,828 人／年

逆紹介患者数 : 7,490 人／年

以 上